

(別紙)

答 申

(諮問第55号)

個人情報保護審査会の結論

本件異議申立ての対象となった保有個人情報の開示請求について北九州市長(以下「実施機関」という。)が一部開示とした決定は妥当である。

理 由

第1 異議申立てに至る経緯

1 異議申立人の請求内容

異議申立人は、平成27年9月4日、平成27年条例第49号及び第50号による改正前の北九州市個人情報保護条例(平成16年北九州市条例第51号。以下「条例」という。)第17条第1項の規定に基づき、実施機関に対して次の保有個人情報開示請求(以下「本件請求」という。)を行った。

「 文書課が、平成23年6月16日から平成26年12月4日までの期間中に、作成又は取得した一切の文書であって、少なくとも次の1から3までの文書などをも含む一切の文書であって次の4を除く一切の文書(もし、ある「物理的な紙」(文書)の全部の情報が不開示情報だと判断された場合(全部を黒塗りする必要があると判断された場合)でも、その全部を黒塗りした上で当該「物理的な紙」を、出して下さい。)

1. 文書課が、教育委員会から提出を受けた「法規解釈に関する相談票」と題する文書であって、1行目に「法規解釈に関する相談票」と記載され、2～3行目に「所属：教育委員会生涯学習課 相談者名：上原、堤(2385)」などの文言が記載され、4行目に「事案の概要」などの文言が記載され、13～14行目に「教育委員会として、周辺住民との摩擦を解消するため、防球ネットの設置やスピーカの方向変更、倉庫の移設のほか、利用者側も練習場の移設など、できる限りの対応はしてきたが・・・」などの文言が記載され、19行目に「ていることから、今後一切の電話等は応じかねる」旨申し渡したところである。」などの文言が記載され、21行目に「子どもや監督の声がうるさい。70デシベルを超える時がある。」などの文言が記載され、24行目に「など、音は

騒音であり、受忍限度を超えている。」などの文言が記載され、37～38行目に「との回答に基づき、『全面取り消し、または一部取り消しの可否について、文書課の法的解釈を確認していただきたい。』と申し述べている。」などの文言が記載された、「法規解釈に関する相談票」と題する文書

2. 本請求者を含む7名の住民が署名して、平成24年4月30日付けで市長宛に提出した要望書であって、〇〇学校の学校施設開放事業等から発生する騒音等に関する苦情又は要望を記載した要望書、及びこれに関する北九州市（教育委員会を含む）側の処理を示す文書、その他のこれに係する文書
3. 文書課が、北九州市個人情報保護審査会に提出し又は同審査会から受け取った文書であって、原告に内容が知らされていない、一切の文書（上記のとおり、原告に内容が知らされている文書は除く。）
4. 上記「一切の文書」から除くものは、次のとおりである。
 - (1) 本請求者が北九州市（教育委員会を含む）に対し平成26年中に内容証明郵便により送付した「手紙又は通知」（但し、文書課職員らが上記「手紙又は通知」に関して、内部で又は特別職公務員（顧問弁護士など）もしくは他の部所の職員らと協議し、供覧し、又は決裁したこと又はその内容を示す文書は、開示の必要がある。）
 - (2) 本請求者による個人情報開示請求、情報公開請求に関する文書（この関係の供覧、決裁に関する文書も、開示不要である。）
 - (3) 本請求者による異議申立に関する文書で上記3以外の文書（この関係の供覧、決裁に関する文書も開示不要である。）

以下、上記1の請求に係る文書を「本件請求1の文書」、上記2の請求に係る文書を「本件請求2の文書」、上記3の請求に係る文書を「本件請求3の文書」、上記4の請求に係る文書を「本件請求4の文書」という。

2 実施機関における行政文書の特定及び一部不開示決定

- (1) 実施機関は、本件請求に係る対象文書を別紙のとおり特定した。
- (2) 実施機関は、本件請求に係る保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）について、平成27年9月17日付けで、一部を開示しない旨の決定（平成27年9月17日付け北九総総文第204号。以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

異議申立人は、当該保有個人情報一部開示決定通知書を平成27年9月25日に受領した。

3 実施機関に対する異議申立て

異議申立人は、平成27年10月2日、本件処分を不服として、平成26年法律第68号による改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

第2 本件処分の概要

1 本件処分の概要は次のとおりである。

本件請求1の文書はすべて開示する。

本件請求2の文書は作成も取得もしていないため、保有していない。

本件請求3の文書のうち、条例第18条第7号に該当する情報は不開示とする。

本件請求4の文書はすべて開示する。

2 本件請求3の文書のうち、条例第18条第7号に該当する情報があるとして実施機関が一部不開示とした行政文書は次のとおりである。

(1) 意見聴取通知（平成24年12月14日付け北九個保審第29号）

平成25年1月18日に開催された北九州市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）において、異議申立ての対象となっている処分の理由を処分庁に口頭で説明させるために、あらかじめ審査会が意見聴取する内容を記載し、総務企画局総務部文書課（以下「文書課」という。）に通知したものである。

同通知には、「処分庁意見聴取項目」として、異議申立人の氏名、処分庁名、開示請求に係る保有個人情報の内容、対象行政文書及び意見聴取項目が記載されている。

(2) 意見聴取通知（平成25年6月26日付け北九個保審第15号）

平成25年8月1日に開催された審査会において、異議申立ての対象となっている処分の理由を処分庁に口頭で説明させるために、あらかじめ審査会が意見聴取する内容を記載し、文書課に通知したものである。

同通知には、「処分庁意見聴取項目」として、上記（1）と同様の事項に加え、処分内容及び不開示理由が記載されている。

(3) 意見聴取通知（平成26年5月23日付け北九個保審第7号）

平成26年6月12日に開催された審査会において、異議申立ての対象となっている処分の理由を処分庁に口頭で説明させるために、あらかじめ審査会が意見聴取する内容を記載し、文書課に通知したものである。

同通知には、「処分庁意見聴取項目」として、上記（2）と同様の事項が記載されている。

(4) 意見聴取通知（平成26年7月7日付け北九個保審第21号）

平成26年7月24日に開催された審査会において、異議申立ての対象となっている処分の理由を処分庁に口頭で説明させるために、あらかじめ審査会が意見聴取する内容を記載し、文書課に通知したものである。

同通知には、「処分庁意見聴取項目」として、上記（1）と同様の事項に加え、処分内容及び一部を開示しない理由が記載されている。

(5) 意見聴取説明資料

平成26年7月24日に開催された審査会において、異議申立ての対象となっている処分の理由を口頭で説明する際の参考資料として、あらかじめ文書課がその内容を記載して審査会に提出したものである。

- 3 上記2の行政文書のうち、条例18条第7号に該当するとして実施機関が不開示とした情報（以下「本件不開示情報」という。）は、審査会における意見聴取の内容及び処分庁の説明内容である。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、異議申立書及び意見書を要約すれば、おおむね以下のとおりである。

本件不開示情報は、平成23年以降現在までに行われた教育委員会職員及び文書課職員らによりなされた犯罪的違法行為を含む事案の真相等を解明するために不可欠な情報であり、開示する必要性及び公益性が極めて大きい情報であるから、条例第18条第7号に該当せず、開示されるべきである。

なお、異議申立人は、本件請求2の文書を不存在とした点については争ってはいないと認められる。

第4 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関が説明する内容は、理由説明書及び口頭陳述に代わる文書から要約すれば、おおむね以下のとおりである。

1 本件処分の妥当性について

本件処分において不開示とした部分は、審査会における意見聴取の内容及び処分庁の説明内容である。

不服申立てに関する審査会の調査審議は、保有個人情報の開示決定等の適否に関して行われるものであり、インカメラ審理が導入されている。

「インカメラ審理」は、不開示情報が公にならないよう非公開とされている。これにより審査会では率直かつ自由な意見交換が可能となっている。

にもかかわらず調査審議の一環である意見聴取の内容及び意見聴取時の処分庁の説明内容が記載された文書を開示されると、委員及び処分庁ともに発言をちゅうちょし、自己の見解等を示すことに消極的になるおそれが高い。

そうなると、審査会の調査審議に必要な情報の入手、ひいては議論そのものが不十分となり、不服申立てに係る事件の調査審議事務の適正な遂行に著しい支障が生じる。

また、処分庁にとっても、審査会に対する十分な主張ができず、事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼす。

以上のとおり、本件処分は適法な処分であるから、本件異議申立ては理由がないものとする。

第5 審査会の判断

上記のような異議申立人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

1 審査会における調査審議の手續等

- (1) 条例第51条第1項は、「審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報情報の開示を求めることができない」旨規定するとともに、同条第2項は、「諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これは拒んではならない」旨規定する。

これは、実施機関の行った開示決定等の判断の妥当性を迅速かつ適切に判断できるようにするため、審査会が開示決定等に係る保有個人情報情報の提示を求め、相手方当事者にその内容を知らせないで、当該保有個人情報を実際に見分して審理することができる「インカメラ審理」の権限を審査会に認めたものである。

また「何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報情報の開示を求めることができない」と明記したのは、審査会に提示された係争保有個人情報情報は、まさにその開示・不開示の適否を適切に判断できるようにすることを目的として提示されたものであるから、当該保有個人情報情報の開示決定がなされて実際に開示される場合を除き、委員以外の者がこれを閲覧することは不適当なためである。

- (2) 条例第55条は、「審査会の行う不服申立てに係る事件についての調査審議の手續は、公開しない」旨規定するが、これは、不服申立てに係る審査会の調査審議が保有個人情報情報の開示決定等の適否を判断するにあたりインカメラ審理手續を採用して行われていることから、手續きそのものを非公開とする旨定めたものである。

2 審査会の審議に支障が生じるおそれの有無

- (1) 行政機関に設置された審査会の審議については、市民への説明責任の観点からいえば、公開していくことが望ましいとも言える。一方で、審査会は、不服申立てという準司法機関としての機能を果たすことを目的とするものであること、及び不開示とされた情報を直接見分するインカメラ審理を採用していることからすれば、一定の制約が課されることはやむを得ないところである。

インカメラ審理により、処分庁職員は、会議出席者以外の者に内容が知られることがないことを前提に、審査会に対して意見を述べることができ、理由説明書等では表現できない事項についても説明を尽くすことが可能になっていると認められる。

また、審査会においても、不開示事由該当性の判断にあたって、実施

機関に対して不開示とした事由を忌たなく質すことができ、実施機関の行った開示決定等の妥当性を迅速かつ適切に判断することが可能となるのである。

- (2) そのため、審査会の意見聴取の内容及び処分庁の説明内容を記載した書面を開示すると、非公開とされている調査審議の手続が公開されたと同じ結果を招くものであり、インカメラ審理を形骸化させることになるおそれがあるとともに、処分庁職員は、不開示事由の妥当性を十分に陳述することが困難になるおそれがある。

したがって、これらの書面の開示は審査会の調査審議事務及び処分庁の不開示事由に係る理由説明事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

- (3) なお、異議申立人は、市職員に違法行為があり、それを前提に開示する必要性及び公益性が極めて大きい情報であるから、本件不開示情報は条例第18条第7号に該当しないと主張しているが、当審査会には当該事実の存否及びその違法性を認定するに足りる調査権限はないので、上記以上に判断することはできない。

3 結論

以上のことから、当審査会は、実施機関の本件処分において不開示とされた保有個人情報については、冒頭「個人情報保護審査会の結論」のとおり判断した。

北九州市個人情報保護審査会

会 長	河 原 一 雅
委 員	原 田 美 穂
委 員	櫻 井 弘 晃
委 員	日 高 京 子
委 員	松 木 摩耶子

別 紙

	特定した対象文書
本件請求1の文書	法規解釈に関する相談票
本件請求2の文書	請求に対応する文書なし
本件請求3の文書	諮問第32号に係る次の文書 (1) 保有個人情報一部開示決定処分に対する異議申立てについて(諮問)(案) (2) 諮問に係る理由説明書等の提出について(依頼) (3) 諮問に係る異議申立人からの意見書(写)の送付について (4) 口頭による意見又は説明の聴取について(通知) (5) 諮問に係る異議申立人からの意見書(写し)の送付について (6) 北九州市個人情報保護条例第44条の規定に基づく諮問について(答申)
	諮問第37号に係る次の文書 (1) 保有個人情報不開示決定処分に対する異議申立てについて(諮問)(案) (2) 諮問に係る理由説明書の提出について(依頼) (3) 諮問に係る異議申立人からの意見書(写し)の送付について (4) 口頭による意見又は説明の聴取について(通知) (5) 北九州市個人情報保護条例第44条の規定に基づく諮問について(答申)
	諮問第42号に係る次の文書 (1) 保有個人情報不開示決定処分に対する異議申立てについて(諮問)(案) (2) 諮問に係る理由説明書等の提出について(依頼) (3) 諮問に係る異議申立人からの意見書(写し)の送付について (4) 諮問に係る異議申立人からの意見書(補充)(写し)の送付について (5) 口頭による意見又は説明の聴取について(通知)
	諮問第43号に係る次の文書 (1) 保有個人情報一部開示決定処分に対する異議申立てについて(諮問)(案) (2) 諮問に係る理由説明書等の提出について(依頼) (3) 諮問に係る理由説明書の提出について(依頼) (4) 口頭による意見又は説明の聴取について(通知)
	諮問第43号に係る処分庁意見聴取説明資料
本件請求4の文書	異議申立人が市に対して平成26年中に内容証明郵便により送付した「手紙又は通知」に関して、内部で供覧した文書